

(その1)

収支報告書 (令和 5 年分)

(ふりがな) (りっけんみんしゅとうだい10くそうしぶ)

- 1 政治団体の名称 立憲民主党千葉県第10区総支部
- 2 主たる事務所の所在地 千葉県香取市佐原口2164-2
- 3 代表者の氏名 谷田川 元
- 4 会計責任者の氏名 宮澤 健

問合せ先

(担当者) 濱松 真
 (電話) 0478-54-5678



資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 _____

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
 令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

- 政党の支部 政党
- その他の政治団体 (後援会等) 政治資金団体
- その他の政治団体の支部 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 谷田川 元

公職の種類 衆議院議員
(現職)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
 令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

194510

定内 郵資 国全 領N
 解後 認N N 県 N 過

F1 F2 F3 F4 F5 F6
 0 1/2 M S

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2) 注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

1. 収支の総括表

(1) 収 入 総 額 (①+②)	0	1	0	十億	百万	千	円	48,422,050
① (前年からの繰越額)	0	2	0					11,284,383
② (本年の収入額 = $A + B + C + D + E + F + G$)	0	3	0					37,137,667
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)	0	4	0					32,927,162
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))	0	5	0					15,494,888

2. 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費								
金 額 A	0	6	0	十億	百万	千	円	961,900
員 数	0	7	0					1,010 ^人

(2) 寄 附									
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	行 番			金 額				備 考	
(ア) 個人からの寄附	0	8	0	十億	百万	千	円	5,320,000.	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち特定寄附]	0	9	0					0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0					5,660,000.	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附	1	1	0					300,000.	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	1	2	0					11,280,000	080~110の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]	1	3	0					0	
イ 政党匿名寄附	1	4	0					0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)	1	5	0					11,280,000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。
 ※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その3-2)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入 (政治資金パーティー)								
政治資金パーティーの名称			金額				開催年月日	開催場所 (所在地及び施設名)
			十億	百万	千	円		
		立憲民主党千葉県第10区総支部長谷田川はじめ主催講演会・パーティー		14	890	000	5.11.12	千葉県成田市小菅700 アートホテル成田
800		この頁の小計		14	890	000		
900		合計 <input type="checkbox"/>		14	890	000		

注意 (1) 収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー (特定パーティー) については、本表のほか表(その10)も提出すること。

(2) 20万円超の購入者がいる場合には、表(その11-1)~(その11-3)にその内容を記載すること。

また、あっせんによって20万円超の収入 (売上) を集めた者がいる場合には、表(その12-1)~(その12-3)にあっせんの内容を記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入									
		交付金を供与した本部又は支部の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	備考	
			十億	百万	千	円			
		立憲民主党党本部 財務局		2	500	000	5.4.21	東京都千代田区永田町2-12-4 ふじビル3F	
		〃		2	500	000	5.7.21	〃	
		〃		2	500	000	5.10.20	〃	
		〃		2	500	000	5.12.4	〃	
8	0	0				10,000,000			
9	0	0				10,000,000			

(その6)

(6) その他の収入														
				摘	要	金 額				収 年	入 月	日	備	考
						十億	百万	千	円					
8	0	0		こ	の	頁	の	小	計					
8	1	0		1	件	10	万	円	未	満	の	もの		
9	0	0		合	計									

→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。

注意. 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
 ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		保津 豊徳					千葉県香取市北2-14-10	医師	
					10,000	5.1.17			
					10,000	5.3.1			
					10,000	5.3.28			
					10,000	5.4.28			
					10,000	5.5.26			
					10,000	5.6.28			
					10,000	5.7.28			
					10,000	5.8.28			
					10,000	5.9.28			
					10,000	5.10.27			
					10,000	5.11.29			
					10,000	5.12.28			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	椎名 修					千葉県成田市土屋839	無職
				5,000	5.1.17		
				5,000	5.3.1		
				5,000	5.3.28		
				5,000	5.4.28		
				5,000	5.5.26		
				5,000	5.6.28		
				5,000	5.7.28		
				5,000	5.8.28		
				5,000	5.9.28		
				5,000	5.10.27		
				5,000	5.11.29		
				5,000	5.12.28		
800	この頁の小計			60,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		五十嵐 玲彦					千葉県佐倉市上座469-12	税理士	
					10,000	5.1.17			
					10,000	5.3.1			
					10,000	5.3.28			
					10,000	5.4.28			
					10,000	5.5.26			
					10,000	5.6.28			
					10,000	5.7.28			
					10,000	5.8.28			
					10,000	5.9.28			
					10,000	5.10.27			
					10,000	5.11.29			
					10,000	5.12.28			
8	0	0	この頁の小計		120,000				
8	1	0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		石毛 雅志					千葉県旭市新町122	農業	
					5,000	5.1.17			
					5,000	5.3.1			
					5,000	5.3.28			
					5,000	5.4.28			
					5,000	5.5.26			
					5,000	5.6.28			
					5,000	5.7.28			
					5,000	5.8.28			
					5,000	5.9.28			
					5,000	5.10.27			
					5,000	5.11.29			
					5,000	5.12.28			
800		この頁の小計			60,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		島崎 哲弥					千葉県香取市北3-4-16	医師	
					5,000	5.1.17			
					5,000	5.3.1			
					5,000	5.3.28			
					5,000	5.4.28			
					5,000	5.5.26			
					5,000	5.6.28			
					5,000	5.7.28			
					5,000	5.8.28			
					5,000	5.9.28			
					5,000	5.10.27			
					5,000	5.11.29			
					5,000	5.12.28			
800		この頁の小計			60,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)						寄附者の区分		個人	
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
		浅野 尚					千葉県香取市佐原イ1680-4	医師	
				5,000		5.1.17			
				5,000		5.3.1			
				5,000		5.3.28			
				5,000		5.4.28			
				5,000		5.5.26			
				5,000		5.6.28			
				5,000		5.7.28			
				5,000		5.8.28			
				5,000		5.9.28			
				5,000		5.10.27			
				5,000		5.11.29			
				5,000		5.12.28			
800		この頁の小計		60,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		篠塚 雅子					千葉県香取市牧野2019	自営業	
					10,000	5.1.17			
					10,000	5.3.1			
					10,000	5.3.28			
					10,000	5.4.28			
					10,000	5.5.26			
					10,000	5.6.28			
					10,000	5.7.28			
					10,000	5.8.28			
					10,000	5.9.28			
					10,000	5.10.27			
					10,000	5.11.29			
					10,000	5.12.28			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	石井 幸夫				千葉県香取郡多古町島2371	税理士	
				5,000	5.1.17		
				5,000	5.3.1		
800	この頁の小計			10,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		川本 正男					東京都新宿区北新宿1-14-6	アパート経営
					5,000	5.1.31		
					5,000	5.3.3		
					5,000	5.3.30		
					5,000	5.5.2		
					5,000	5.5.30		
					5,000	5.6.30		
					5,000	5.8.1		
					5,000	5.8.30		
					5,000	5.10.2		
					5,000	5.10.31		
					5,000	5.12.1		
					5,000	5.12.29		
800		この頁の小計			60,000			
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	別宮 嘉代子					千葉県香取市小見川257	自営業
				10,000		5.1.31	
				10,000		5.3.3	
				10,000		5.3.30	
				10,000		5.5.2	
				10,000		5.5.30	
				10,000		5.6.30	
				10,000		5.8.1	
				10,000		5.8.30	
				10,000		5.10.2	
				10,000		5.10.31	
				10,000		5.12.1	
				10,000		5.12.29	
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	椿 政明					千葉県香取郡神崎町毛成1292	自営業
				10,000	5.7.12		
800	この頁の小計			10,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		小林 聡					千葉県香取市玉造3-10-1	医師	
					120,000	5.4.20			
8	0	0	この頁の小計		120,000				
8	1	0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		北原 隆司					千葉県成田市御所の内6-11	自営業	
					20,000	5.10.13			
800		この頁の小計			20,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		井上 祐貴					千葉県銚子市三軒町13-4	会社役員
				1,000	000			5.6.1
				500	000			5.12.1
800		この頁の小計		1,500	000			
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		土屋 治彦					千葉県山武郡横芝光町芝崎1808	自営業	
					10,000	5.1.17			
					10,000	5.3.1			
					10,000	5.3.28			
					10,000	5.4.28			
					10,000	5.5.26			
					10,000	5.6.28			
					10,000	5.7.28			
					10,000	5.8.28			
					10,000	5.9.28			
					10,000	5.10.27			
					10,000	5.11.29			
					10,000	5.12.28			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	荒川 武					千葉県富里市日吉台4-18-11	会社役員
				60,000	5.4.28		
800	この頁の小計			60,000	.		
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		青野 徳治郎					千葉県香取市佐原イ3839-2	会社役員	
					30,000	5.3.3			
8	0	0	この頁の小計		30,000				
8	1	0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
		宮本 康司					千葉県香取市八筋川甲1974	会社役員	
				50,000		5.10.24			
800		この頁の小計				50,000			
810		その他の寄附							
900		合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		浅野 晃司					茨城県稲敷市上之島1006	会社経営
				1,000	000			
800		この頁の小計		1,000	000			
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		栗林 利男					千葉県香取市西和田733	会社経営
					500,000	5.8.25		
800		この頁の小計			500,000	.		
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		小澤 重樹					千葉県成田市花崎町920-606	会社経営	
					100,000	5.9.26			
					100,000	5.12.20			
800		この頁の小計			200,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		白鳥 富士男					千葉県香取市佐原イ1722	会社経営	
					120,000	5.12.18			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		菅谷 巖					千葉県旭市江ヶ崎434	会社役員
				500	000			
8	0	0	この頁の小計			500,000		
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		畔蒜 毅					千葉県山武郡横芝光町木戸10110	会社役員	
					300,000	5.4.21			
800		この頁の小計			300,000	.			
810		その他の寄附				→ ※ 下記注意(1)参照。			
900		合計			5,320,000	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体				
		団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億	百万	千	円				
		成田空港警備(株)						千葉県成田市東町77	神崎 誠	
					120,000	5.4.28				
8	0	0	この頁の小計		120,000					
8	1	0	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体		
		団 体 の 名 称	金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
			十億	百万				
		阿部建設(株)				千葉県旭市二528	阿部 典義	
				120,000	5.4.19			
8	0	0	この頁の小計					
				120,000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 (3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体		
		団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億	百万				
		サンライズフィート				千葉県香取郡多古町十余三292-3	岩淵 行雄	
				120,000	5.4.24			
8	0	0	この頁の小計					
				120,000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億	百万				
		(株) 上杉物産				茨城県神栖市知手3420-44	上杉 剛史	
				120,000	5.4.19			
800		この頁の小計		120,000				
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体		
		団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億	百万				
		(株) 鈴徳				千葉県香取市丁子1158	鈴木 徳陽	
				60,000	5.5.2			
800		この頁の小計		60,000				
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体		
	団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	東邦建設(株)						千葉県成田市吉倉150-18	宮村 良典	
				10,000		5.1.25			
				10,000		5.2.24			
				10,000		5.3.24			
				10,000		5.4.25			
				10,000		5.5.25			
				10,000		5.6.23			
				10,000		5.7.25			
				10,000		5.8.25			
				10,000		5.9.25			
				10,000		5.10.25			
				10,000		5.11.24			
				10,000		5.12.25			
800	この頁の小計			120,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体		
	団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千円				
	(株)東京自働機械製作所					東京都千代田区岩本町3-107	佐藤 康公	
				50,000	5.1.25			
				50,000	5.2.24			
				50,000	5.3.24			
				50,000	5.4.25			
				50,000	5.5.25			
				50,000	5.6.23			
				50,000	5.7.25			
				50,000	5.8.25			
				50,000	5.9.25			
				50,000	5.10.25			
				50,000	5.11.24			
				50,000	5.12.25			
800	この頁の小計			600,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億	百万				
		車体用品工業(株)				千葉県香取市八日市場1005	山田 要	
				10,000	5.1.31			
				10,000	5.2.28			
				10,000	5.3.31			
				10,000	5.4.28			
				10,000	5.5.31			
				10,000	5.6.30			
				10,000	5.7.31			
				10,000	5.8.31			
				10,000	5.9.29			
				10,000	5.10.31			
				10,000	5.11.30			
				10,000	5.12.29			
8	0	0	この頁の小計					
				120,000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)						寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体			
		団 体 の 名 称		金 額		年 月 日		主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
		鎌形建設(株)						千葉県香取郡多古町多古566		鎌形 憲一	
						20,000		5.1.17			
						20,000		5.3.1			
						20,000		5.3.28			
						20,000		5.4.28			
						20,000		5.5.26			
						20,000		5.6.28			
						20,000		5.7.28			
						20,000		5.8.28			
						20,000		5.9.28			
						20,000		5.10.27			
						20,000		5.11.29			
						20,000		5.12.28			
8	0	0	この頁の小計			240,000					
8	1	0	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額		年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
			十 億	百 万				
		(株)カクタ				千葉県香取郡多古町十余三348-2	野田 富士男	
				10,000	5.1.17			
				10,000	5.3.1			
				10,000	5.3.28			
				10,000	5.4.28			
				10,000	5.5.26			
				10,000	5.6.28			
				10,000	5.7.28			
				10,000	5.8.28			
				10,000	5.9.28			
				10,000	5.10.27			
				10,000	5.11.29			
				10,000	5.12.28			
800		この頁の小計		120,000				
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体		
	団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千円				
	浅野電設(株)					茨城県稲敷市上之島1006	浅野 晃司	
				10,000	5.1.17			
				10,000	5.3.1			
				10,000	5.3.28			
				10,000	5.4.28			
				10,000	5.5.26			
				10,000	5.6.28			
				10,000	5.7.28			
				10,000	5.8.28			
				10,000	5.9.28			
				10,000	5.10.27			
				10,000	5.11.29			
				10,000	5.12.28			
800	この頁の小計			120,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
			十億	百万				
		栗林商事(株)				千葉県香取市西和田733	栗林 利男	
				10,000	5.1.17			
				10,000	5.3.1			
				10,000	5.3.28			
				10,000	5.4.28			
				10,000	5.5.26			
				10,000	5.6.28			
				10,000	5.7.28			
				10,000	5.8.28			
				10,000	5.9.28			
				10,000	5.10.27			
				10,000	5.11.29			
				10,000	5.12.28			
8	0	0	この頁の小計		120,000			
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体			
8	0	0	団 体 の 名 称		金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
			十億	百万	千	円				
			(有)今泉薬局					千葉県香取市佐原イ2594	今泉 善一	
						5,000	5.1.17			
						5,000	5.3.1			
						5,000	5.3.28			
						5,000	5.4.28			
						5,000	5.5.26			
						5,000	5.6.28			
						5,000	5.7.28			
						5,000	5.8.28			
						5,000	5.9.28			
						5,000	5.10.27			
						5,000	5.11.29			
						5,000	5.12.28			
8	0	0	この頁の小計			60,000				
8	1	0	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体		
		団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億	百万				
		黒田建設(有)				千葉県香取市返田736	黒田 惣二	
				10,000	5.1.17			
				10,000	5.3.1			
				10,000	5.3.28			
				10,000	5.4.28			
				10,000	5.5.26			
				10,000	5.6.28			
				10,000	5.7.28			
				10,000	5.8.28			
				10,000	5.9.28			
				10,000	5.10.27			
				10,000	5.11.29			
				10,000	5.12.28			
800		この頁の小計		120,000				
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億	百万				
		(株)アタリヤ農園				千葉県香取市阿玉川1103	増田 俊哉	
				10,000	5.1.17			
				10,000	5.3.1			
				10,000	5.3.28			
				10,000	5.4.28			
				10,000	5.5.26			
				10,000	5.6.28			
				10,000	5.7.28			
				10,000	5.8.28			
				10,000	5.9.28			
				10,000	5.10.27			
				10,000	5.11.29			
				10,000	5.12.28			
8	0	0	この頁の小計					
			120,000					
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体		
		団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億	百万	千				
		(株)ナリコー					千葉県成田市三里塚光ヶ丘1-1331	加瀬 敏雄	
					10,000	5.1.17			
					10,000	5.3.1			
					10,000	5.3.28			
					10,000	5.4.28			
					10,000	5.5.26			
					10,000	5.6.28			
					10,000	5.7.28			
					10,000	5.8.28			
					10,000	5.9.28			
					10,000	5.10.27			
					10,000	5.11.29			
					10,000	5.12.28			
8	0	0	この頁の小計		120,000				
8	1	0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体	
	団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千円				
	共生建設(株)					千葉県成田市美郷台1-5-11	根本 実	
				10,000	5.1.17			
				10,000	5.3.1			
				10,000	5.3.28			
				10,000	5.4.28			
				10,000	5.5.26			
				10,000	5.6.28			
				10,000	5.7.28			
				10,000	5.8.28			
				10,000	5.9.28			
				10,000	5.10.27			
				10,000	5.11.29			
				10,000	5.12.28			
800	この頁の小計			120,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
			十億	百万				
		ワールドエンタプライズ(株)				千葉県成田市東町121-11	諸岡 勲	
				10,000	5.1.17			
				10,000	5.3.1			
				10,000	5.3.28			
				10,000	5.4.28			
				10,000	5.5.26			
				10,000	5.6.28			
				10,000	5.7.28			
				10,000	5.8.28			
				10,000	5.9.28			
				10,000	5.10.27			
				10,000	5.11.29			
				10,000	5.12.28			
8	0	0	この頁の小計		120,000			
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額		年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
			十億	百万				
		佐原印刷(株)				千葉県香取市観音93-2	香取 克己	
				10,000	5.1.17			
				10,000	5.3.1			
				10,000	5.3.28			
				10,000	5.4.28			
				10,000	5.5.26			
				10,000	5.6.28			
				10,000	5.8.28			
				10,000	5.9.28			
				10,000	5.10.27			
				10,000	5.11.29			
				10,000	5.12.28			
8	0	0	この頁の小計					
			110,000					
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億	百万				
		山科鋼材(株)				茨城県稲敷市神宮寺490-1	山崎 浩一	
				50,000	5.1.17			
				50,000	5.3.1			
				50,000	5.3.28			
				50,000	5.4.28			
				50,000	5.5.26			
				50,000	5.6.28			
				50,000	5.7.28			
				50,000	5.8.28			
				50,000	5.9.28			
				50,000	5.10.27			
				50,000	5.11.29			
				50,000	5.12.28			
8	0	0	この頁の小計		600,000			
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額		年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
			十 億	百 万				
		北総通信建設(株)				千葉県香取市本矢作757-1	大竹 信夫	
				10,000	5.1.17			
				10,000	5.3.1			
				10,000	5.3.28			
				10,000	5.4.28			
				10,000	5.5.26			
				10,000	5.6.28			
				10,000	5.7.28			
				10,000	5.8.28			
				10,000	5.9.28			
				10,000	5.10.27			
				10,000	5.11.29			
				10,000	5.12.28			
8	0	0	この頁の小計		120,000			
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体		
		団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円					
		鈴木建設(株)					千葉県匝瑳市八日市場イ432-1		鈴木 英人	
				10,000		5.1.17				
				10,000		5.3.1				
				10,000		5.3.28				
				10,000		5.4.28				
				10,000		5.5.26				
				10,000		5.6.28				
				10,000		5.7.28				
				10,000		5.8.28				
				10,000		5.9.28				
				10,000		5.10.27				
				10,000		5.11.29				
				10,000		5.12.28				
8	0	0	この頁の小計			120,000				
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億	百万				
		(株)徳島屋				千葉県香取市佐原イ508	岡澤 一明	
				10,000	5.1.17			
				10,000	5.3.1			
				10,000	5.3.28			
				10,000	5.4.28			
				10,000	5.5.26			
				10,000	5.6.28			
				10,000	5.7.28			
				10,000	5.8.28			
				10,000	5.9.28			
				10,000	5.10.27			
				10,000	5.11.29			
				10,000	5.12.28			
800		この頁の小計		120,000				
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体				
党	支	部	団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
				十億	百万	千	円				
			有限会社丸喜商事						千葉県成田市花崎町800-6	木内 健二	
						5,000		5.1.17			
						5,000		5.3.1			
						5,000		5.3.28			
						5,000		5.4.28			
						5,000		5.5.26			
						5,000		5.6.28			
						5,000		5.7.28			
						5,000		5.8.28			
						5,000		5.9.28			
						5,000		5.10.27			
						5,000		5.11.29			
						5,000		5.12.28			
8	0	0	この頁の小計			60,000					
8	1	0	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体		
		団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億	百万				
		有限会社 クサノ				千葉県香取市佐原ホ1159	戸塚 一彰	
				5,000	5.1.17			
				5,000	5.3.1			
				5,000	5.3.28			
				5,000	5.4.28			
				5,000	5.5.26			
				5,000	5.6.28			
				5,000	5.7.28			
				5,000	5.8.28			
				5,000	5.9.28			
				5,000	5.10.27			
				5,000	5.11.29			
				5,000	5.12.28			
800		この頁の小計		60,000				
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億	百万				
		医療法人 志誠会				千葉県香取市大倉字入り1196-1	平原 利彦	
				30,000	5.1.17			
				30,000	5.3.1			
				30,000	5.3.28			
				30,000	5.4.28			
				30,000	5.5.26			
				30,000	5.6.28			
				30,000	5.7.28			
				30,000	5.8.28			
				30,000	5.9.28			
				30,000	5.10.27			
				30,000	5.11.29			
				30,000	5.12.28			
8	0	0	この頁の小計					
				360,000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円		
	有限会社 山仙丸漁業					千葉県旭市中谷里8123	西宮 大和
				10,000	5.1.17		
				10,000	5.3.1		
				10,000	5.3.28		
				10,000	5.4.28		
				10,000	5.5.26		
				10,000	5.6.28		
				10,000	5.7.28		
				10,000	5.8.28		
				10,000	5.9.28		
				10,000	5.10.27		
				10,000	5.11.29		
				10,000	5.12.28		
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億	百万				
		東和総合警備保障株式会社				千葉県香取市佐原口2122-8	香取 信治	
				10,000	5.1.17			
				10,000	5.3.1			
				10,000	5.3.28			
				10,000	5.4.28			
				10,000	5.5.26			
				10,000	5.6.28			
				10,000	5.7.28			
				10,000	5.8.28			
				10,000	5.9.28			
				10,000	5.10.27			
				10,000	5.11.29			
				10,000	5.12.28			
800		この頁の小計		120,000				
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体		
	団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千円				
	有限会社 佐倉商会					千葉県香取市与倉778-3	佐倉 章子	
				10,000	5.1.17			
				10,000	5.3.1			
				10,000	5.3.28			
				10,000	5.4.28			
				10,000	5.5.26			
				10,000	5.6.28			
				10,000	5.7.28			
				10,000	5.8.28			
				10,000	5.9.28			
				10,000	5.10.27			
				10,000	5.11.29			
				10,000	5.12.28			
800	この頁の小計			120,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体	
	団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千円				
	スズキメタル 株式会社					千葉県旭市三川6601	鈴木 和江	
				10,000	5.1.17			
				10,000	5.3.1			
				10,000	5.3.28			
				10,000	5.4.28			
				10,000	5.5.26			
				10,000	5.6.28			
				10,000	5.7.28			
				10,000	5.8.28			
				10,000	5.9.28			
				10,000	5.10.27			
				10,000	5.11.29			
				10,000	5.12.28			
800	この頁の小計			120,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に $\text{\textcircled{外}}$ と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円		
	株式会社 今井組					千葉県銚子市長塚町4-1157	今井 敏春
				10,000	5.1.17		
				10,000	5.3.1		
				10,000	5.3.28		
				10,000	5.4.28		
				10,000	5.5.26		
				10,000	5.6.28		
				10,000	5.7.28		
				10,000	5.8.28		
				10,000	5.9.28		
				10,000	5.10.27		
				10,000	5.11.29		
				10,000	5.12.28		
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
		株式会社 鈴木組					千葉県香取市佐原イ2587-1	鈴木 定彦	
				10,000		5.1.17			
				10,000		5.3.1			
				10,000		5.3.28			
				10,000		5.4.28			
				10,000		5.5.26			
				10,000		5.6.28			
				10,000		5.7.28			
				10,000		5.8.28			
				10,000		5.9.28			
				10,000		5.10.27			
				10,000		5.11.29			
				10,000		5.12.28			
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億	百万				
		石井工業 株式会社				千葉県香取市佐原北2-6-3	石井 良典	
				10,000	5.1.17			
				10,000	5.3.1			
				10,000	5.3.28			
				10,000	5.4.28			
				10,000	5.5.26			
				10,000	5.6.28			
				10,000	5.7.28			
				10,000	5.8.28			
				10,000	5.9.28			
				10,000	5.10.27			
				10,000	5.11.29			
				10,000	5.12.28			
800		この頁の小計		120,000				
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体		
	団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千円				
	有限会社 カネス運輸					千葉県香取郡東庄町夏目675	鈴木 義保	
				10,000	5.1.17			
				10,000	5.3.1			
				10,000	5.3.28			
800	この頁の小計			30,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体		
		団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億	百万				
		萩原土建株式会社				千葉県山武郡芝山町大里1553-3	萩原 仁	
				120,000	5.3.20			
8	0	0	この頁の小計					
				120,000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億	百万				
		日建総業(株)				東京都豊島区西池袋3-33-19	越川 淳	
				10,000	5.1.31			
				10,000	5.3.3			
				10,000	5.3.30			
				10,000	5.5.2			
				10,000	5.5.30			
				10,000	5.6.30			
				10,000	5.8.1			
				10,000	5.8.30			
				10,000	5.10.2			
				10,000	5.10.31			
				10,000	5.12.1			
				10,000	5.12.29			
800		この頁の小計		120,000				
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体		
	団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千円				
	(株)セイミヤ					茨城県潮来市潮来617	加瀬 勝正	
				10,000	5.1.31			
				10,000	5.3.3			
				10,000	5.3.30			
				10,000	5.5.2			
				10,000	5.5.30			
				10,000	5.6.30			
				10,000	5.8.1			
				10,000	5.8.30			
				10,000	5.10.2			
				10,000	5.10.31			
				10,000	5.12.1			
				10,000	5.12.29			
800	この頁の小計			120,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体		
	団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千円				
	関東機工建設(株)					千葉県成田市大清水214-15	小松 茂生	
				10,000	5.1.31			
				10,000	5.3.3			
				10,000	5.3.30			
				10,000	5.5.2			
				10,000	5.5.30			
				10,000	5.6.30			
				10,000	5.8.1			
				10,000	5.8.30			
				10,000	5.10.2			
				10,000	5.10.31			
				10,000	5.12.1			
				10,000	5.12.29			
800	この頁の小計			120,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体		
		団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
		エイパス(株)					東京都中央区日本橋浜町2-25-2チャンピオンタワー6階	林田 哲弥	
				10,000		5.1.31			
				10,000		5.3.3			
				10,000		5.3.30			
				10,000		5.5.2			
				10,000		5.5.30			
				10,000		5.6.30			
				10,000		5.8.1			
				10,000		5.8.30			
				10,000		5.10.2			
				10,000		5.10.31			
				10,000		5.12.1			
				10,000		5.12.29			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。			
900		合計			5,660,000	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-3) 政治団体

(7) 寄附の内訳 (政治団体)					寄附者の区分	政治団体			
団体の名称			金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
			十億	百万	千	円			
		北総政経研究会			300	000	5.3.2	千葉県香取市佐原口2164-2	谷田川 元
8	0	0			300	000			
8	1	0				0		→ ※ 下記注意(2)参照。	
9	0	0			300	000		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。	

注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 (3)政治団体以外の団体からの寄附は、表(その7-2)へ記載すること。

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳									
	特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額				対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
		十億	百万	千	円				
	立憲民主党千葉県10区総支部長谷田川はじめ主催講演会・パーティー		14	890	000	628人	5.11.12	千葉県成田市小菅700アートホテル成田	
800	この頁の小計		14	890	000				
900	合計		14	890	000				

注意. この用紙には、収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー（特定パーティー）について記載するものであること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

3. 支出項目別金額の内訳								
(1) 支出の総括表								
項 目				金 額				備 考
				十億	百万	千	円	
1	経 常 経 費							
	(1)	人 件 費	0 1 0			5,576,472		
	(2)	光 熱 水 費	0 2 0			252,250		
	(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費	0 3 0			1,657,823		
	(4)	事 務 所 費	0 4 0			5,206,272		
	小 計 ((1)~(4))			8 0 0		12,692,817		
2	政 治 活 動 費							
	(1)	組 織 活 動 費	0 5 0			9,900		
	(2)	選 挙 関 係 費	0 6 0			635,697		
	(3)	機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 ※	0 7 0			10,118,748		
	(内 訳)	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0 8 0			1,678,378		※(080)行から(110)行の合計を、 (070)行に記載すること
		イ 宣 伝 事 業 費	0 9 0			2,753,370		
		ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	1 0 0			5,687,000		
		エ そ の 他 の 事 業 費	1 1 0			0		
	(4)	調 査 研 究 費	1 2 0			0		
	(5)	寄 附 ・ 交 付 金	1 3 0			9,470,000		
	(6)	そ の 他 の 経 費	1 4 0			0		
	小 計 ((1)~(6))			8 0 1		20,234,345		うち本部・支部間の交付金合計 円
	合 計			9 0 0		32,927,162		←(800)行と(801)行の合計を記載すること

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15-1)及び(その15-2)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15-1)	政治活動費内訳書(その15-2)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要		

(その14-1)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	光熱水費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円			
電気料金			10,529	5.1.16	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング	
〃			16,491	5.1.16	〃	〃	
〃			12,829	5.2.14	〃	〃	
〃			13,151	5.3.15	〃	〃	
〃			14,313	5.4.14	〃	〃	
〃			10,766	5.5.16	〃	〃	
〃			11,775	5.6.14	〃	〃	
〃			13,537	5.7.14	〃	〃	
〃			11,335	5.8.15	〃	〃	
〃			11,711	5.9.14	〃	〃	
〃			12,020	5.10.17	〃	〃	
〃			11,958	5.11.15	〃	〃	
この頁の小計			150,415				
その他の支出							
合計							

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 - (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
 - (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 - (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 - (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-1)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	光熱水費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
電気料金			13,047	5.12.14	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング	
〃							
この頁の小計			13,047				
その他の支出			88,788				
合計			252,250				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 - (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
 - (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 - (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 - (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体に用

(その14-2)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
後援会ハガキ印刷代	十億	百万	千円	5.2.17	佐原印刷(株)	千葉県香取市観音93-2	
封筒印刷代			31,900	5.2.20	"	"	
封筒印刷代			67,210	5.2.22	"	"	
用紙代			13,200	5.2.27	"	"	
事務用品費			213,070	5.2.28	(株)スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
ハガキ印刷代			22,983	5.3.10	佐原印刷(株)	千葉県香取市観音93-2	
"			77,583	5.3.17	"	"	
名刺印刷代			19,800	5.3.17	"	"	
事務用品費			50,600	5.3.31	(株)スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
"			93,703	5.4.28	"	"	
"			21,697	5.4.28	"	"	
"			36,926	5.5.31	"	"	
パネル代			32,346	5.6.9	(株)文成社	東京都文京区音羽2-2-2-111	
この頁の小計			12,320				
その他の支出			693,338				
合計							

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書(別添第8号様式)」を提出すること。
 (5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書(別添第8号様式の2)」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
事務用品費	十億	百万	千円	5. 6. 30	(株)スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
〃			35,356	5. 7. 31	〃	〃	
清掃用品代			44,238	5. 8. 23	ウエルシアホールディングス(株)	東京都千代田区外神田2-2-15	
事務用品費			13,470	5. 8. 31	(株)スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
プリンター代			17,642	5. 10. 2	(株)ケーズホールディングス	茨城県水戸市城南2-7-5	
事務用品費			26,378	5. 10. 31	(株)スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
封筒印刷代			16,322	5. 11. 7	佐原印刷(株)	千葉県香取市観音93-2	
事務用品費			23,100	5. 11. 30	(株)スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
〃			50,200	5. 12. 28	〃	〃	
			14,278				
この頁の小計			240,984				
その他の支出			723,501				
合計			1,657,823				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1)経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書(別添第8号様式)」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書(別添第8号様式の2)」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
電話料金			20,628	5.1.4	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス代			30,936	5.1.20	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
会計監査			99,000	5.1.24	税理士 五十嵐玲彦	千葉県佐倉市稲荷台1-5-6	
事務所家賃			90,000	5.1.25	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
"			120,000	5.1.25	(株) Y'S	千葉県銚子市三軒町7-18	
電話料金			16,985	5.1.31	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
印刷機保守料			106,810	5.1.31	(株) スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
郵便代			31,500	5.2.10	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
"			56,770	5.2.10	"	"	
"			367,474	5.2.17	"	"	
レタックス代			49,358	5.2.20	"	"	
郵便代			280,736	5.2.22	"	"	
切手代			16,800	5.2.24	"	"	
この頁の小計			1,286,997				
その他の支出							
合計							

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
郵送代	十億	百万千円 85,188	5.2.24	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
〃		103,664	5.2.24	〃	〃	
〃		55,930	5.2.24	〃	〃	
事務所家賃		90,000	5.2.27	(資)佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
〃		120,000	5.2.27	(株) Y' S,	千葉県銚子市三軒町7-18	
電話料金		19,405	5.2.28	KDDI(株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
ゆうパック代		15,080	5.3.9	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
切手代		12,600	5.3.14	〃	〃	
〃		31,920	5.3.14	〃	〃	
レタックス代		36,780	5.3.20	〃	〃	
郵便代		23,031	5.3.23	〃	〃	
名簿更新代		237,600	5.3.23	ファストワークス(株)	東京都文京区小日向4-6-20ソラリアン1階	
事務所家賃		90,000	5.3.27	(資)佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
この頁の小計		921,198				
その他の支出						
合計						

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
事務所家賃	十億	百万 千 円 120,000	5.3.27	(株) Y' S	千葉県銚子市三軒町7-18	
カラー複合機賃借代		13,464	5.3.27	三菱HCビジネスリース(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
電話料金		25,066	5.3.31	KDDI(株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス代		34,140	5.4.20	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	自動引き落とし
事務所家賃		90,000	5.4.25	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
〃		120,000	5.4.25	(株) Y' S	千葉県銚子市三軒町7-18	
電話料金		28,453	5.5.1	KDDI(株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス代		39,576	5.5.22	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
事務所家賃		90,000	5.5.25	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
〃		120,000	5.5.25	(株) Y' S	千葉県銚子市三軒町7-18	
電話料金		27,737	5.5.31	KDDI(株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス代		26,200	5.6.20	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
事務所家賃		90,000	5.6.26	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
この頁の小計		824,636				
その他の支出						
合計						

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
事務所家賃			120,000	5.6.26	(株) Y' S	千葉県銚子市三軒町7-18	
年間保守サービス代			10,780	5.6.28	(株) ビーエスエルシステム研究所	東京都新宿区四谷4-11日新ビル4F	
電話料金			22,121	5.6.30	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
自動車税			34,500	5.7.12	千葉県自動車税事務所	千葉県千葉市中央区問屋町1-11	
"			15,700	5.7.12	"	"	
"			15,700	5.7.12	"	"	
レタックス代			18,420	5.7.20	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
事務所家賃			99,000	5.7.25	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
"			120,000	5.7.25	(株) Y' S	千葉県銚子市三軒町7-18	
電話料金			25,724	5.7.31	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
郵送代			44,899	5.8.4	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
レタックス代			29,790	5.8.21	"	"	
事務所家賃			99,000	5.8.25	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
この頁の小計			655,634				
その他の支出							
合計							

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
事務所家賃	十億	百万	千 円	5.8.25	(株) Y' S	千葉県銚子市三軒町7-18	
電話料金			120,000	5.8.31	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス代			19,204	5.9.20	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
事務所家賃			29,696	5.9.25	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
〃			99,000	5.9.26	(株) Y' S	千葉県銚子市三軒町7-18	
電話料金			120,000	5.10.2	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス代			19,667	5.10.20	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
事務所家賃			37,080	5.10.25	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
〃			99,000	5.10.25	(株) Y' S	千葉県銚子市三軒町7-18	
NHK受信料			12,276	5.10.26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
電話料金			18,768	5.10.31	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス代			53,504	5.11.20	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
事務所家賃			99,000	5.11.27	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
この頁の小計			847,195				
その他の支出							
合計							

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
事務所家賃	十億	百万	千円	5.11.27	(株) Y' S	千葉県銚子三軒町7-18	
電話料金			120,000	5.11.30	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
ガレージ代			24,184	5.12.8	小長谷 忠義	千葉県香取市佐原イ570	
レタックス代			120,000	5.12.20	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
事務所家賃			37,950	5.12.25	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
"			99,000	5.12.25	(株) Y' S	千葉県銚子市三軒町7-18	
			120,000				
この頁の小計			521,134				
その他の支出			149,478				
合計			5,206,272				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		① 組織活動費 ② 選挙関係費 ③ 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	⑤ その他の事業費 ⑥ 調査研究費 ⑦ 寄附・交付金 ⑧ その他の経費		組織活動費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出				9,900				
合計				9,900				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
 (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費	4. 宣伝事業費		5. その他の事業費	6. 調査研究費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
総支部公認料			50,000		5.3.1	ゆだ清後援会	千葉県成田市加良部1-1-3-605	
オートコール調査費			535,697		5.3.29	Foonz(株)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-3	
総支部公認料			50,000		5.4.11	大和 義己	成田市新町1051-3	
この頁の小計			635,697					
その他の支出			0					
合計			635,697					

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
 (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 ③ 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		製作費・印刷費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円			
会報「雄志」印刷			192,500		5.1.31	佐原印刷(株)	千葉県香取市観音93-2
〃			118,580		5.5.23	〃	〃
〃			118,580		5.7.12	〃	〃
〃			136,400		5.10.13	〃	〃
〃			136,400		5.12.28	〃	〃
この頁の小計			702,460				
その他の支出			0				
合計			702,460				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
 - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費	4. 宣伝事業費			5. その他の事業費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
雄志発送代			234,480		5.3.24	ヤマト運輸(株)	東京都中央区銀座2-16-10	
〃			265,760		5.6.26	〃	〃	
〃			224,560		5.8.21	〃	〃	
〃			239,098		5.11.17	〃	〃	
〃								
この頁の小計			963,898					
その他の支出			12,020					
合計			975,918					

発送費

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		宣伝広告費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
2連ポスター印刷代	十億	百万	千	円	5. 1. 31	佐原印刷 (株)	千葉県香取市観音93-2	
ワッポン代					5. 2. 7	(株)マテリア	神奈川県横浜市神奈川区沢渡45-1ルピナス横浜日口2F	
広報版木材					5. 2. 16	木材スーパー	千葉県香取市鳥羽388	
プラダン看板代					5. 3. 13	(株)アイネット	千葉縣市原市五井4946-1	
チラシ印刷代・折込代					5. 3. 27	佐原印刷 (株)	千葉県香取市観音93-2	
ホームページ・SNS管理保守料金					5. 4. 7	いさおリンク 代表笹川功	東京都東久留米市南沢5-18-5	
ワッポン代					5. 5. 15	(株)マテリア	神奈川県横浜市神奈川区沢渡45-1ルピナス横浜日口2F	
広報版木材					5. 7. 26	水郷木材	千葉県香取市大倉5680	
"					5. 8. 11	(名)加納屋材木店	千葉県銚子市末広町1-5	
"					5. 11. 24	水郷木材	千葉県香取市大倉5680	
インターネット関係管理・宣伝費					5. 12. 2	いさおリンク 代表笹川功	東京都東久留米市南沢5-18-5	
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費	4. 宣伝事業費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	遊説費	
	十億 百万 千 円						
車保険代	48,310	5.1.26	損保ジャパン(株)	東京都新宿区新宿1-26-1			
のぼり代	11,484	5.2.1	ラクスル(株)	東京都品川区上大崎2-24-9アイケイビル1F			
車保険代	15,020	5.2.3	損保ジャパン(株)	東京都新宿区新宿1-26-1			
車車検代・その他代	121,000	5.2.16	サクセスプランニング(株)	東京都千代田区内神田3-23-8			
たすき代	20,900	5.3.7	(株)マテリア	神奈川県横浜市神奈川区沢渡45-1ルピナス横浜西口2F			
車整備代	14,500	5.3.15	トヨタカローラ千葉(株)	千葉県美浜区幸町1-6-3			
車車検代	90,500	5.3.20	(有)松本自工	千葉県香取市佐原口2122			
車保険代	80,970	5.4.26	三井住友海上火災保険(株)	東京都千代田区神田駿河台3-9			
〃	131,610	5.4.26	〃	〃			
この頁の小計	534,294						
その他の支出	21,053						
合計	555,347						

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		寄付金	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円		
寄付		570	000	5.2.3	谷田川元後援会	千葉県香取市佐原口2164-2
"		1,200	000	5.4.5	"	"
"		50	000	5.4.12	みんなで市政を考える会	千葉県成田市荒海5-4
"		50	000	5.4.12	立憲民主党千葉県第5区総支部	千葉県浦安市今川4-2-2-1
"		1,000	000	5.4.24	谷田川元後援会	千葉県香取市佐原口2164-2
"		500	000	5.5.31	"	"
"		500	000	5.7.12	"	"
"		1,000	000	5.7.25	"	"
"		600	000	5.9.1	"	"
"		1,000	000	5.10.6	"	"
"		1,500	000	5.11.1	"	"
"		1,500	000	5.12.8	"	"
この頁の小計		9,470	000			
その他の支出			0			
合計		9,470	000			

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-2)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 政治資金パーティー 開催事業費 (パーティーの名称: 谷田川はじめ主催 講演会・パーティー)						
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十億	百万	千	円				
パーティー券等 印刷代			110,880		5.8.23	佐原印刷(株)	千葉県香取市観音93-2	
パーティー御礼品			440,000		5.10.18	(株)高野縫製	千葉県旭市横根1189-2	
パーティー飲料水代			133,412		5.11.6	高橋酒店	香取市佐原イ711	
講師謝礼			200,000		5.11.6	藻谷 浩介	東京都渋谷区富ヶ谷2-16-14-701	
弁当代			75,000		5.11.12	(有)寿茂登	千葉県香取市佐原イ521	
場所・食事代等			2,854,147		5.11.17	アートホテル成田	千葉県成田市小菅700	
送迎バス代			164,530		5.11.17	水郷観光(有)	千葉県香取市大倉丁子427-2	
看板代			66,000		5.11.30	(有)フジタ工芸	千葉県香取市森戸128	
パーティー御礼品			264,000		5.12.4	(株)恋する豚研究所	千葉県香取市沢2459-1	
〃			125,000		5.12.7	鈴木博志梨園	千葉県香取市返田632-2	
送迎バス代			123,640		5.12.7	(有)香西	千葉県香取市大根618-4	
パーティー御礼品			75,000		5.12.13	(株)地方の恵み	千葉県旭市倉橋3992	
送迎バス代			434,500		5.12.13	東関交通(株)	千葉県成田市吉岡1049-26	
パーティー御礼品			75,000		5.12.15	(株)ヒラノ	千葉県成田市桜田1314	
この頁の小計			5,141,109					
その他の支出								
9	0	0	合	計				

※1 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

※2 複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

- 注意 (1) 本表には、政治資金パーティー開催事業費について、パーティーごとに別葉にして記載すること。（同名のパーティーでも開催日が異なる場合は別葉とすること。）
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15-2)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 政治資金パーティー開催事業費 (パーティーの名称: 谷田川はじめ主催 講演会・パーティー)				
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
パーティー御礼品	十億 百万 千 円 21,010	5.12.17	(株) 正大	千葉県香取市佐原イ3406		
〃	30,500	5.12.20	名古屋商店	千葉県香取市下大野11		
〃	15,000	5.12.23	(有) ケンズガーデン	千葉県成田市芝2029		
送迎バス代	282,590	5.12.23	空港観光(有)	千葉県旭市万才980		
パーティー御礼品	20,000	5.12.24	(有) ケンズガーデン	千葉県成田市芝2029		
〃	20,000	5.12.25	〃	〃		
〃	15,600	5.12.26	安八青果	千葉県香取郡東庄町1030-1		
〃	15,000	5.12.26	(有) ケンズガーデン	千葉県成田市芝2029		
〃	34,800	5.12.27	(株) 恋する豚研究所	千葉県香取市沢2459-1		
〃	20,000	5.12.27	(有) ケンズガーデン	千葉県成田市芝2029		
この頁の小計	474,500					
その他の支出	71,391					
9 0 0 合計	5,687,000					

→ ※1 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

→ ※2 複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

- 注意 (1) 本表には、政治資金パーティー開催事業費について、パーティーごとに別葉にして記載すること。（同名のパーティーでも開催日が異なる場合は別葉とすること。）
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無						
資 産 等 の 項 目 別 区 分	14		16	有 ※注(3)参照 88	無	備 考
	0	1	0			
ア 土 地	0	1	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	0	2	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	0	6	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	0	7	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	0	8	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	(該当する項目に○)				年月日	備考			
			01 土地	02 建物	03 地上権等	04 動産			05 預金等	06 金銭信託	07 有価証券
摘要		金額									
		十億	百万	千	円						
	印刷機		1	078	000	2.9.23	1台				
800	この頁の小計		1	078	000						
900	合計		1	078	000						

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
 (2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 1 月 18 日

政治団体の名称 **立憲民主党千葉県第10区総支部**

会計責任者の氏名 **宮澤 健**



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代表者の氏名



※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和 6 年 1 月 18 日

立憲民主党千葉県第 10 区総支部

代表 谷田川元 殿

五十嵐 玲彦

登録政治資金監査人

登録番号 第 618 号

研修了年月日 平成21年6月29日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、立憲民主党千葉県第 10 区総支部の令和 5 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、立憲民主党千葉県第 10 区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

立憲民主党千葉県第 10 区総支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

以 上